

議案第 68 号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定めるものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和48年桐生市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の222.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

議 案 説 明

議案第 68 号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に準じ、特別職の常勤職員の期末手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。